

議事日程（第3号）

令和元年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第57号 平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第58号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第59号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第60号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第61号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第62号 平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第63号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第64号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第65号 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第69号 自治功労者の推戴について
- 日程第11 議案第70号 自治功労者の推戴について
- 日程第12 議案第71号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第72号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 陳 情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」
- 日程第15 陳 情 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」
- 日程第16 陳 情 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第17 陳 情 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 57号 平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 58号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 59号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 60号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 61号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 62号 平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 63号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 64号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 65号 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 69号 自治功労者の推戴について
- 日程第 11 議案第 70号 自治功労者の推戴について
- 日程第 12 議案第 71号 自治功労者の推戴について
- 日程第 13 議案第 72号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 14 陳 情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」
- 日程第 15 陳 情 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」
- 日程第 16 陳 情 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第 17 陳 情 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課理事	梅野猛
子ども教育課長	御手洗文生	税務課長	合屋浩二
地域振興課長	稲永勝章	都市整備課長	甲木圭二
住民課長	合屋真由美	管理担当課長	今泉英明
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
健康福祉課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第57号から議案第62号の6議案は関連議案、日程第15から日程第17の陳情については同趣旨の内容でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第1. 議案第57号

日程第2. 議案第58号

日程第3. 議案第59号

日程第4. 議案第60号

日程第5. 議案第61号

日程第6. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とすることとします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しまして、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月4日、5日、6日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長、監査委員を除く議員12名の特別委員会であることから省略をさせていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書10ページで

す。

歳入総額 8 億 5 億 3, 484 万 8, 939 円、対前年度比 3.5% 減に対し、歳出総額 8 億 2, 927 万 6, 367 円、対前年度比 4.4% の減で、歳入歳出差し引き額は 4 億 5 億 7 万 2, 572 円となり、過去最高額となりました。

経常収支比率は、前年度と同じ 86.7% となりましたが、この指標は、町村にあっては 70% 程度にとどまることが妥当されていますので、依然として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなっている状況は続いています。30 年度は翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費を 3, 377 万 2, 000 円を計上し、歳入歳出差し引き額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は 3 億 7, 180 万 1, 000 円となり、9 年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は 3, 213 万 7, 000 円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も 2 億 4, 450 万 7, 000 円の黒字となっています。

財政調整基金は、決算余剰金、不動産売り払い収入の 2 億 1, 237 万円を積立とし、取り崩しはありませんでしたので、結果、積立額がそのまま増額となり、総額は 2 億 5 億 3, 478 万 8, 000 円となりました。

歳入においては、歳入全体の調定額及び収入済み額は前年度より減少し、町税の滞納整理の推進により不納欠損額が増加しています。そのため、収入未済額が減少していますが、収入率は 0.09 ポイント減少しています。また、町税の徴収率は 94.98% で、前年度に比べ上昇していますが、糟屋地区内では、いまだ下位に位置しています。

自主財源では、町税が 3 億 2, 057 万 4, 000 円で、町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では新規参入事業所の増加などにより、前年度比 5, 675 万 9, 000 円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより 1, 882 万 2, 000 円の増、軽自動車税は 398 万 5, 000 円の増、町たばこ税は喫煙者の減少、電子たばこの普及により 603 万円の減でした。全体では 2.5%、7, 353 万 6, 000 円の増収となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金からの繰り入れがなく、277 万 7, 000 円の減額、繰越金は 1, 921 万 7, 000 円の増額でした。

依存財源では、地方交付税 1 億 6, 706 万 2, 000 円、前年度比、金額で 7, 833 万 1, 000 円、率にして 4% の減、地方消費税交付金 4 億 6, 785 万 9, 000 円、前年度比 259 万 4, 000 円、率にして 0.6% の増、国庫支出金 9 億 1, 547 万 3, 000 円、前年度比 9, 362 万 4, 000 円、率にして 9.3% の減、県支出金 5 億 9, 426 万 9, 000 円、前年度比 1 億 6, 365 万 8, 000 円、率にして 21.6% の減、町債は 6 億 960 万円、前年度比 5, 237 万 7, 000 円、率にして 7.9% の減となっています。

自主財源は前年度に比べ7,710万6,000円の増、歳入合計に対する構成比も2.7ポイント増加しています。対して、依存財源は町税が伸びたことによる地方交付税の減額、国、県支出金の減額により、歳出合計に対する構成比は減少しました。

30年度の地方債の借入額は6億960万円で、主なものは臨時財政対策債3億2,000万円、庁舎改修事業債3,000万円、小学校施設整備事業債5,550万円、学校教育施設整備事業債1億4,400万円です。

また、年度末の地方債残高は68億331万5,000円で、前年度に比べると1億2,192万1,000円増加しており、ここ5年間、上昇傾向にあります。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、財政調整基金積立金及び利子積立金1億8,628万8,000円の増、包括業務委託料3,328万3,000円の増、庁舎1階窓口改修業務委託料3,186万円の増、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費2,786万4,000円の増、ふるさと応援寄附記念品1,207万1,000円の増。

3款民生費は、保育所等整備事業費補助金2億3,449万2,000円の減、国民健康保険その他繰出金3,400万円の減です。

4款衛生費は、ごみ収集委託料307万8,000円の増、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金1億1,475万3,000円の減。

6款農林水産費は市場ため池改修工事請負費2,238万9,000円の増。旅石地区水路改良工事請負費8,900万3,000円の減。

7款商工費は、プレミアム付き商品券発行事業補助金2,654万8,000円の減。

9款消防費は、粕屋南部消防組合負担金3,090万3,000円の増。防災行政無線整備工事設計業務委託料517万3,000円の増。城山防災会館（仮称）建設工事請負費9,806万4,000円の減。

10款教育費は、小中学校空調設備設置工事請負費1億5,253万2,000円の増。須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費7,408万8,000円の増。須恵東中学校大規模改造工事請負費2億3,072万円の減額です。

12款公債費は、平成14年度に借り入れたスポーツ公園整備ほか7件の起債償還終了で6,633万4,000円の減。また、アザレア幼児園建設ほか6件の起債償還開始で3,172万円の増となっています。

これを性質別で見ると、主なものは、人件費12億3,350万7,000円で、前年度比352万円、0.3%の減。扶助費17億5,718万6,000円で、333万5,000円、0.2%の増。普通建設事業費5億2,822万3,000円で、2億3,767万7,000円、31%の減です。

30年度の特別会計への繰出金は7億1,819万3,546円で、前年度より1,056万2,266円の減額となりました。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計2億8,674万3,066円で、4,195万2,568円減額しております。これは県が財政主体となったことに伴い、共同事業拠出金が廃止されるなど財政規模が縮小し、平成29年度に比べ経営状況が改善されたことによります。

後期高齢者医療特別会計9,391万5,480円で、691万9,302円の増。

公共下水道事業特別会計2億8,686万7,000円で、1,837万8,000円の増。

農業集落排水事業特別会計5,066万8,000円で、609万3,000円の増額です。

質疑として、歳入において14款県支出金で、ため池の工事予定について、歳出において2款総務費で多目的公園造成工事請負費について、須恵町民からのふるさと納税の状況について、3款民生費で、保育実施負担金の執行残について、広域保育実施委託料について、児童遊園遊具点検業務委託料について、10款教育費で図書館臨時雇い賃金の不用額について、運動公園管理運営費賃金の不用額について、運動公園ナイター照明設備の点検・電球の交換について、などの質疑がありました。

討論として、高い国保税を協会けんぽ並みにするため、国保会計への繰り出しをふやすべきであるとの考えから反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を踏まえ、採決の結果、賛成多数で認定しております。

続いて、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、182ページです。

歳入総額31億375万6,326円、歳出総額30億9,763万9,529円で、歳入歳出差し引額は611万6,797円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、70万188円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は、マイナス291万9,736円となり、赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は91.3%、そのうち国民健康保険税が63.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は99.9%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では4款県支出金が21億2,819万4,962円の増、6款繰越金が76万1,231円で、率にして16.4%、7款諸収入が49万2,667円、5.9%の増となっています。

1款国民健康保険税がマイナス2,626万3,801円で、率にして4.8%、3款国庫支出金がマイナス8億3,076万9,609円、100.0%、5款繰入金がマイナス4,195万2,568円、12.8%の減です。

歳出では、2款保険給付費が3,043万5,495円で、率にして1.4%、3款国民健康保

険事業費納付金が7億4,427万4,655円の増、6款保健事業費が804万1,780円で、率にして39.4%、8款諸支出金が115万3,300円、2.9%の増です。

1款総務費が1,813万8,342円で、率にして38.5%、4款共同事業拠出金が8億664万838円、100%の減です。

平成30年度の国民健康保険税の徴収率は、現年度91.7%で、前年度比0.07ポイントの減、滞納繰越分11.8%で、1.1ポイントの減となっており、全体では63.89%で、前年度より1.03ポイント下がっています。

不納欠損額が1,009万7,877円で、人数は141人となっています。

今年度の決算額は前年度と比較すると、歳入が約5億2,430万円、歳出が約2億2,500万円の減となっております。これは平成30年度からの国保税の改革に伴い、経営主体が県へ移行したことで、科目も大きく変更になり、税率改定を行ったため、国民健康保険税の収入済み額が減ったことと、被保険者数の減少によるものです。また、諸支出金の療養給付費と償還金及び高額医療費共同事業負担金償還金の影響により、国民健康保険会計の赤字補填のための一般会計繰入金は4,300万円となり、前年度と比較すると3,400万円の減となりました。

質疑として、歳入において5款繰入金でその他一般会計繰入金についての質疑がありました。

討論として、法定外繰り入れを9,800万円にすべきとの理由により反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、212ページです。

歳入総額3億5,040万8,227円、歳出総額3億3,415万9,820円で、歳入歳出差し引き額は1,624万8,407円となっており、実質収支額も同様です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.7%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億3,842万5,002円、歳入合計に対する構成比は68%と、4款繰入金9,391万5,480円、歳入合計に対する構成比26.8%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億2,224万1,826円、歳出合計に対する構成比96.4%が主なものです。

討論として、介護保険、後期高齢者医療ともに、国保会計に戻すべきとの理由で反対しますとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、230ページです。

歳入総額は12億3,600万6,369円で、前年度比17.2%、1億8,156万8,063円の増です。歳出総額は12億2,716万2,493円で、前年度比17.8%、1億8,535万6,080円の増です。歳入歳出差し引き額は884万3,876円で、実質収支額も同額です。単年度収支は171万1,983円で、黒字決算となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.1%で、前年度比0.3ポイント増です。歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%で、前年度比4.8ポイント増です。

歳入では、1款負担金が供用開始面積の減により前年度比28.4%、1,501万9,502円の減となりました。2款使用料等は、公共下水道への接続がふえたことにより、前年度比4.5%、1,144万7,130円の増となりました。3款国庫支出金は前年度比44.4%、4,550万円の増、5款繰入金は前年度比5.6%、1,700万3,000円の増、8款町債は前年度比36.6%、1億2,190万円の増となりました。

歳出では、1款総務費が前年度比4.1%、903万182円の減、2款下水道事業費が48.4%、1億7,725万2,004円の増、3款公債費が3.8%、1,713万4,258円の増です。

町債の今年度借入額は4億5,460万円で、償還未済額は67億8,894万9,341円となっています。なお、下水道普及率は86.1%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、252ページです。

歳入総額は8,539万2,055円で、前年度比7.7%、612万7,606円の増です。

歳出総額は8,204万1,685円で、前年度比7.5%、575万8,101円の増です。

歳入歳出差し引き額は335万370円、実質収支額も同額で、単年度収支は36万9,505円の増となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.6%、調定に対する収入率は99.9%で、前年度比0.2ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.6%となっております。

歳入では、2款使用料が前年度比3%、22万8,500円の減、3款繰入金は13.7%、609万3,000円の増、6款町債は3%、70万円の増となりました。

歳出では、2款農業集落排水事業費が31.8%、417万2,162円の増、3款公債費が2.5%、156万8,144円の増です。町債の今年度借入額は2,410万円で、償還未済額

は4億1,631万8,317円となっています。なお、下水道普及率は2.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書、23ページです。

営業実績で、給水人口は2万8,482人で、前年度比334人増加しました。年間総配水量は267万2,810立方メートルで、年間総有収水量は253万5,083立方メートルで、1万1,659立方メートル増加し、有収率は94.85%、水道普及率は99.49%でした。

配水施設改良工事は、上須恵地区15工区水道管切りかえ工事ほか9件が施工されています。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,386万7,388円に対し、同費用は5億4,158万1,439円で、差し引き7,228万5,949円の黒字となっています。

当年度未処理分利益剰余金は5億6,990万8,067円となっています。

資本的収支では、国庫補助事業が昨年度で終了したことに従って、収入・支出ともに前年度より減となったため、収入4,110万8,980円に対し、支出は2億2,966万8,308円となり、差し引き1億8,855万9,328円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填されています。

採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第57号から議案第62号について、質疑に入ります。議員の皆さんは全員決算審査特別委員会でございますので、質疑を省略させていただきます。そういうことで、質疑なしと認めます。よって、これより議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

反対する第1の理由は、国保税が余りにも高いということであります。

第2の理由は、一般会計から国保会計への法定外繰り入れが平成29年度7,700万円から、平成30年度は4,300万円に大幅に減らされたことです。我が党の試算では、40代夫婦・子供2人、4人世帯、給料収入224万円、給与所得138万8,000円、資産税5万円のモデル世帯で、国保税は21万6,400円です。しかし、会社勤めの協会けんぽは、その半分、約11万円であります。25億円の財政調整基金の計画的な活用などで、法定外繰り入れをふやすよう要望をいたします。

税金の使い方は富の分配を公平にするために使うべきです。大事なことは、高過ぎて払えない約500世帯の滞納世帯をなくし、払える国保税に引き下げて、短期保険証をなくし、重症化する前に病院に行けるようにすべきです。早期発見・早期治療は保険給付も減ります。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第59号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は御起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第60号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものです。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の趣旨を、第2条で、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の用務の意義を定めております。第3条で、会計年度任用職員の給与について、フルタイムの給与とは、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。パートタイムの給料とは、報酬及び期末手当をいう、としています。また、給与は現金で支払わなければならない場合、申し出があれば口座振替の方法でもできる、としております。

第4条から第17条までに、フルタイムの会計年度任用職員に対する給付の整理を行い、第18条から第28条までに、パートタイムの会計年度任用職員に対する給付の整理を行っていま

す。

第29条で、給与からの控除について、一般職の職員の給与に関する条例の規定に準用するとし、第30条で、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めるとしてあります。

第31条で、休職者の給与について、休職の期間中、いかなる給与も支給されないとし、第32条で、必要な事項は規則に委任する旨、定めています。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で、可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 会計年度任用職員は、いつでも非正規雇用、いつでも雇いどめの可能性という、劣悪的な状態が続く危険性があるんじゃないかと思えます。で、条件は非常に今の職員と同じような形になるというような形ではありますが、今後も正規職員削減、非正規化につながるんじゃないかなというふうな点がありますか。それについてお答えください。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質問でございます。

何とお答え申し上げますか。当委員会に付託されました議事は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定でございますし、私が報告申し上げたのもその件に関するものでございます。

そもそもの上位法が改正されて、この制度が導入されることになり、地方公務員法の第24条5項、議案にも載っていると思えますが、職員の給与、その他の勤務条件を条例で定めると法に規定されているとおりの条例をつくっているわけでございます。

そもそも、会計年度任用職員が必要云々ということは、これは国会で議論するものでございますので、当委員会から説明報告とする関係ではないと考えます。

以上です。

○議長（松山 力弥） いいですか。児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは役場の職員の条件については非常に条件がよくなると。で、町の職員もふえるということで、条件的には非常に喜ばしいことではありますが、これは、今後の正規職員の削減につながるかどうかをお聞きしているんですから、国が決めたものを町で施行するというところでございますが、その可能性について再度お答えください。

○議長（松山 力弥） ちょっとこの議案について違うけど、町長、ちょっといいですか。

○町長（平松 秀一） その件に関しては、正規職員というのは条例で定数を決めておまして、それを恣意的に削減するための法制度ではございません。これは、あくまでも上位法の中で、非

正規職員、そういったものの改善に対する内容でございます。

ですから、今、御質問があったように、役場の定数をふやして、恣意的に減らして、その部分を臨時とか、そういったものに対して会計年度任用職員をふやして、経営的にやろうかと、そういった恣意的な話ではございませんので、定数条例に守られた範囲内でやっていくということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） はい。

○議員（7番 児玉 求） 今、町長のお話を聞きました。このことで非正規に移行すると、そういうことはないということを断言されましたので、よく理解いたしました。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、住民基本台帳法施行令などの一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

第5条、印鑑登録では第1号及び2号中の氏名、氏、名の次に旧氏を加えるものです。

第10条、登録事項の修正では、第1項を現行の実務に合わせた条文に改め、第1項を削るものです。

第12条、印鑑登録の抹消では、第1項第3号中の氏の次に旧氏を含む内容の条文を加えるものです。

次のページ。

第14条の見出し中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改めます。

2ページに戻っていただきまして、附則です、第1項この条例は令和元年11月5日から施行するとし、第2項旧氏による第14条第3項の規定の適用による個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請については、この条例の施行の日から令和2年2月29日までの間に適用しないとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

主な改正点としては、学校教育法の一部改正において専門職大学の制度が新たに設けられたことにより、水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を拡大する必要性が生じたことによる条例の改正です。

続いて、新旧対照表にて説明します。

3、4ページをお願いします。

布設工事監督者の資格に関する第3条第1項第3号、水道技術管理者の資格に関する第4条第1項第2号及び第4号の実務経験年数に関する規定における短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含めるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10、議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第69号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第69号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵501番地、氏名、安河内哲夫、生年月日、昭和16年7月31日、78歳でございます。2ページの経歴書をごらんください。安河内氏は、保護司を平成3年9月1日から平成29年8月31日までの26年間、上須恵区長を平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間勤められてきました。

また、同氏は、平成29年秋に叙勲を受賞されており、須恵町表彰条例の国及び県から功労表彰を受け、かつ町政の枢要な任務に参画し、本町自治振興に尽くした者及び町長が認めた者であり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第11. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第70号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第70号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石749番地、氏名、三角良人、生年月日、昭和23年4月10日、71歳でございます。

2ページの経歴書をごらんください。

三角氏は、須恵町議会議員を平成15年5月1日から平成23年4月30日まで、また、同議長を平成23年5月1日から平成31年4月30日までの4期16年勤められてきました。

須恵町表彰条例の町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第70号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第12. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第71号自治功労者の推戴についてを議題とします。  
総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第71号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字植木352番地、氏名、大場仁、生年月日、昭和24年2月21日、70歳でございます。

2ページの経歴書をごらんください。

大場氏は、社会教育委員代表を昭和63年4月1日から平成11年3月31日までの11年間、消防団副団長を平成4年4月1日から平成6年3月31日の2年間、消防団団長を平成6年4月1日から平成8年3月31日の2年間、教育委員会委員を平成10年7月1日から平成18年6月30日の8年間、教育委員長を平成18年7月1日から平成24年9月30日までの6年3カ月、甲植木区区長を平成28年4月1日から現在までの3年5カ月勤められてきました。

須恵町表彰条例の法令または町条例に基づき、別表に掲げる各種委員会及び任命された各種役職に在職30年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものでございます。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第71号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

-----  
午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第13. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億378万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方債の追加、変更は、第2表地方債補正とし、第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4表繰越明許費によるとしています。

5 ページ、第2表地方債補正、1、追加、災害用トイレトレーラー整備事業債、限度額1,900万円、起債の方法、証書借入、利率4%以内、償還の方法はごらんとおりです。

災害用移動式トイレ購入費に対するものです。2、変更、庁舎1階東側トイレ改修事業債、限度額120万円を変更し、1,830万円とし、1,710万円の増額、設計業務委託に加え、工事請負費を計上したことによる事業費増によるものです。

道路改良事業債、限度額2,180万円、変更後2,660万円とし480万円の増額、補助金増により道路改良工事を1本追加することによるものです。起債方法、利率、償還方法は変更ありません。

6 ページ、第3表、債務負担行為補正、1、追加、コミュニティバス新ルート案策定業務委託、期間、令和元年度から令和2年度まで、限度額435万1,000円、コミュニティバスのバス停、ダイヤ、運行ルート等の見直しを行うものです。

7 ページ、第4表繰越明許費、7款1項商工費、国庫補助プレミアム付商品券事業1,800万円、商品券の回収、換金と業務が年度を越えるため、繰り越すものです。

10 ページ、11 ページ、歳入です。

1 款3項軽自動車税200万円の減額は、制度改正により減額。

1 2 款1項使用料779万1,000円の減額は、現年度分幼稚園使用料を幼児教育無償化により減額補正しています。

1 3 款2項国庫補助金527万8,000円の増額は、社会資本整備総合交付金527万8,000円の増額補正。

1 4 款2項県補助金2,842万7,000円の増額は、主に農業農村整備事業費県補助金2,400万円の増額補正です。

1 5 款2項の財産売払収入は、不動産売払収入分225万7,000円を増額補正。

1 6 款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金1,000万円の増額補正を決算見込みにより計上。

1 8 款1項繰越金9,591万1,000円の増額補正は、収支調整のためです。

1 9 款3項雑入1,919万7,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業の対象外である給食費を保育所・幼稚園合計で1,470万3,000円増額し、社会福祉協議会交付金、返納金を449万4,000円増額補正しています。

2 0 款1項町債は、庁舎1階東側トイレ改修事業のほか2件の事業費に対するものを計上。

2 1 款1項環境性能割交付金250万円の増額は、新たに自動車の燃費性能等に応じて課税される自動車税、環境性能割に対して国から交付されるものです。

歳出です。

2款1項総務管理費4,601万2,000円の増額補正の主なものは、1階東側トイレ改修工事請負費に1,900万円、ふるさと応援寄附金事業に444万3,000円、高齢者運転免許自主返納支援、タクシー利用助成金を決算見込みにより320万円増額補正。また、コミュニティバスルート見直しのためのコミュニティバス新ルート案策定業務委託料234万1,000円を増額補正しています。

3款1項社会福祉費1,992万2,000円の増額は、社会福祉協議会交付金242万2,000円、地域包括支援センター業務委託料1,700万円の増額が主なものです。

2項児童福祉費825万3,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業における施設事業給付費として503万4,000円を増額補正しています。

4款2項清掃費301万2,000円の増額は、廃棄物収集事業のごみ収集委託料等の消費税増税に1,805万7,000円増額補正、浄化槽設備整備事業補助金の補助対象経費の追加に95万8,000円増額補正、6款1項農業費3,167万9,000円の増額は、町内3カ所のため池の耐震診断業務委託料2,700万円の増額補正が主なものです。

2項林業費932万5,000円の増額は、佐谷財産組合所有の森林調査、間伐を行うための荒廃森林整備事業委託料307万3,000円を増額補正しています。

8款2項道路橋梁費2,860万円の増額は、一番田地区4工区ほか3本の道路改良工事請負費等の増額補正。

9款1項消防費1,900万円の増額は、災害用トイレトレーラー、災害用の移動式トイレの購入費を計上しています。

10款1項教育総務費873万7,000円の増額は、小中学校トイレ改修工事設計業務委託料を860万7,000円増額補正。

2項小学校費292万3,000円の増額は、給食調理費等業務契約更新に伴う委託料の増額補正及び浄化槽維持、電気保守等の管理委託料の消費税増税分を各小学校の管理費で増額補正しています。

5項社会教育費828万3,000円の増額は、新原区ほか5行政区の類似公民館等施設整備費補助金245万3,000円の増額、図書館システム更新業務委託料583万円の増額補正が主なものです。

審査では質疑として、歳出において2款総務費でコミュニティバス新ルートの委託先について、4款衛生費で猫不妊去勢手術の状況についての質疑がありました。討論として、幼児教育無償化において給食費ゼロから2歳児の保育料を無償にすべきとの理由により反対するとの反対討論がありました。

予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について反対討論をいたします。

今回の補正予算には、国による保育幼児教育無償化の実施に伴い、保育所及び幼稚園の3歳以上児の副食費を新たに徴収することが盛り込まれております。保育における給食は単なる食事提供ではなく、食育として位置づけられ保育の一環として行われているものであり、したがって、給食費は保育料に含まれておりました。ところが、政府は反対の意見を押し切って無償化の対象から副食費を除外してしまったのであります。

もともと保育料は、所得階層によって負担に傾斜がついており、低所得世帯は無償化の恩恵をほとんど受けない一方で、新たに副食費を払わなくてはならなくなります。これでは、無償化どころか負担増になってしまう世帯も出てきます。

副食費を保護者負担にせず、全額または一部助成する自治体もあります。本町は実施せず、保護者に負担を求めようとしております。

そもそも、幼保無償化の財源は、消費税10%への増税です。子育て世帯の多くは所得が低く、子育てに係る出費に苦しんでいます。幼保無償化による負担軽減は、消費税増税によって吹き飛んでしまうのが実態ではないでしょうか。したがって、幼保無償化に伴う予算補正に反対をいたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。賛成討論ありませんか。——これにて討論を終結いたします。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第14、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情でございます。両委員会で審議しておりますので、お手元に陳情の趣旨、また、決議案の内容に関しては議員の皆様よく御承知のことと思っておりますので、読み上げるのは割愛いたします。陳情の趣旨、賀詞の決議案、いずれも反対する理由はないとのことで審議が進みました。

総務建設産業委員会は全員賛成で採択しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 日程第14、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書でございます。

文教厚生委員会の審議結果を報告いたします。

意見として、主権は皇室にある明治憲法下での儀式を行うことはどうか。即位に関しては喜ばしいことだが、旧皇室典範の継承を変えるべきだ。

儀式に関しては、天皇家として代々受け継がれてきている。時代が変わろうとも、それを継承していくのはあるべき姿。それを国民がどうこう言うのはどうか。前回の平成天皇御即位二十周年奉祝の賀詞決議も須恵町としては出ささせていただいた。個人的にも今回も出すべきだと思う。

この陳情は、即位に対してお祝いを申し上げるという陳情であり、儀式をどうこう言う問題ではない。などの意見が出されました。

採決の結果、文教厚生委員会、賛成多数で採択されています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議案に対して反対討論をいたします。

私は、日本国憲法の全条項を守る立場から、天皇の代がわりに伴う一連の儀式に当たっても日本国憲法の原則、国民主権と政教分離を厳格に守る必要があると思います。

天皇の制度を反対するものではございません。今回の天皇の即位について安倍政権は旧皇室典範、明治憲法下の絶対主義天皇制と、このときは、主権は天皇になります、の儀式をするとしております。日本国憲法に照らして……。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、これは、儀式のことは全く関係ありません。この陳情は、天皇

御即位のお祝いのメッセージをするか、せんかという陳情でございまして、儀式のことは一切触れておりませんので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そうです。これは、そうですけれども、今後10月に予定されます儀式におきましても、これを安倍政権は……。

○議長（松山 力弥） 安倍政権は関係ない。私たちの陳情は、須恵町議会が御即位に対してお祝いの言葉を述べるか、述べないかの陳情です。よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そのことに関しては、私は喜ぶべきことというふうに。

○議長（松山 力弥） だからそういうふうに、これは陳情だから関係ないだろ、それ。

○議員（7番 児玉 求） いえいえ。

○議長（松山 力弥） どこに書いてありますか。その陳情書の中に。

○議員（7番 児玉 求） これは、祝賀を送るということですが……。〔議長、動議、11番〕の声あり

○議長（松山 力弥） 児玉君、ちょっと着席。

田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） ただいまの児玉議員の反対討論でございしますが、反対のお気持ちはよく伝わっておりますので、これで反対討論を終結していただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 今、田ノ上君の動議に対しましての賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（松山 力弥） 結構です。ただいま、田ノ上君の動議に対しましての御賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員でございまして。よって、児玉君の反対討論は、これで却下します。討論を終結いたします。よって、本陳情についての採決に入ります。本陳情に対する各委員長の報告は採択です。よって、本陳情は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数あります。よって、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書は、各委員長報告のとおり採択されることに決定しました。

ここで、賀詞は、畏れ多くも私議長より読み上げさせていただきます。

賀詞。「天皇陛下におかせられましては、風薫る佳き日に、ご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として、皇位を継承なされますことは、誠に慶賀に堪えません。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げ、ここに須恵

町議会は、町民を代表して謹んでお祝いを表します」

令和元年9月13日、須恵町議会。

---

日程第15. 陳情

日程第16. 陳情

日程第17. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第15、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書です。日程第16、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書。日程第17、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書を一括議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 日程第15、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書、日程第16、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書、日程第17、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書について、文教厚生委員会の審議結果を報告いたします。

意見として、国の制度、国家予算の配分が先で、消費税増税は別の問題である。賃金を上げるために後期高齢者医療費や介護保険料が増額になるのであれば反対だが、消費税増税分でその財源を確保するのであれば賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で採択されています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより日程第15について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり

り採択することに決定しました。

日程第16について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第18. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より墓地、埋葬等に関する事業及び自主防災事業について、文教厚生委員会より、須恵町障がい児放課後等対策事業、医療費削減及び待機児童対策の取り組みについて、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第19. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、事前に文書を配付いたしておりますとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、配付文書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時から広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員の方は御集合お願いいたします。（「発言をお願いいたします。発言の許可をお願いいたします」の声あり）では、許可します。

○議員（7番 児玉 求） 先ほどの天皇の祝賀につきまして、動議で議員の発言を停止するということは。

○議長（松山 力弥） 議決しましたから、採択しましたから。勘違いしたらいかん、議決で終わったんです。ちょっとお座りください。私は、動議の部分を皆さんに一人でも賛成者がいれば成立しますので、その後、採決しましたら、あなた以外の全員賛成で可決しましたので、これは、あなたの言うのにはなりません。これは議決しましたので。（「ちょっと意見を言います」の声あり）

会議を閉じます。令和元年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時40分閉会

---